



4月10日(日)は京都府知事選挙

投票 午前7時～午後8時

開票 午後9時～ 文化センター・小ホール

みんなそろって投票しましょう

京都府知事の任期満了(4月15日)に伴い「京都府知事選挙」が3月24日(木)に告示され、4月10日(日)に投票が行われます。

投票は、午前7時～午後8時で、市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人

京都府知事選挙に本市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- 1 日本国民
 - 2 令和3年12月23日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
- ※現在は住民でなくても住



民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。

市内転居は投票所に注意

市内で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

今年3月16日までに届出した場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

今年3月17日以降に届出した場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくこととなります。

この場合、**投票所入場券**が届かないことがありますので、選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、本市の選挙人名簿

新型コロナウイルス感染症への対応

選挙管理委員会では、各投票所において新型コロナウイルス感染防止対策に次のとおり取り組みます。投票所にお越しの際はご理解とご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う対策

- ▶ 投票所の出入り口に手指消毒液を設置します。
- ▶ 投票所は常時換気を行います。
- ▶ 投票所職員はマスクを着用し、定期的に手指消毒を行います。
- ▶ 鉛筆は一人一回使用の都度消毒します。
- ▶ 記載台等共用部を定期的に消毒します。
- ▶ 受付係や投票用紙交付係等では、飛沫感染防止シートの設置または職員がフェイスシールドを着用します。

皆さんにお願いすること

- ▶ マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- ▶ 周りの人と一定の距離を保つようお願いします。
- ▶ 鉛筆は準備しておりますが、ご持参の鉛筆やシャープペンシルでも投票用紙に記入ができます(ボールペンはインクがにじむ場合があります)。
- ▶ 投票所が混雑しやすい時間を避け、分散投票にご協力をお願いします。投票日当日は、午前9時～正午が混雑しやすくなります。期日前投票では、投票日が近づくにつれ混雑しやすくなり、投票日前日は特に混雑します。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人の投票

特例措置により郵便投票が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

府内市町村から転入者の特例

令和3年12月24日以降に、京都府内の市町村から八幡市に転入し、住民登録

に登記されています。京都府内の市町村へ転出された人は、本市で投票することができます。

これらの人へは「投票所入場券」に代え、投票方法を記載した「投票のお知らせ」のハガキを送付します。

不在者投票の手続きをしながら、時間を要します。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635